

公益財団法人葉田財団

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人葉田財団（以下「この法人」という。）定款第14条（評議員に対する報酬等）及び第27条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第21条に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支払）

第3条 常勤役員には、常勤役員報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員がこの法人主催の会議に出席する場合は、一日当たり30,000円（税別）を本人の指定する本人口座に支給することができる。
- 3 非常勤役員には、各年度の報酬等の総額が5,000,000円の範囲内において、理事会で承認を得た額を報酬として支給することができる。
- 4 役員等には、前項に規定する報酬等以外には、退職手当及び賞与その他これらに類する一切の報酬等を支給しない。

（常勤役員の報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤役員には、各事業年度の1人当たりの報酬等の額が10万円を超えない範囲において評議員会で決定した報酬等を支給することができる。

（常勤役員報酬の支給方法）

第5条 常勤役員報酬の支給については、法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除し、その

残額を、毎月 25 日（銀行休業日に該当する場合はその前銀行営業日）に本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込むことで支給する。

（費用）

第 6 条 役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、別に定める役員及び評議員旅費規程に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払う。

（公表）

第 7 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改定）

第 8 条 この規程の改定は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 10 月 17 日から施行する。
（平成 29 年 10 月 17 日臨時評議員会決議）

この規程は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。
（平成 30 年 11 月 20 日臨時評議員会決議）

この規程は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。
（令和 6 年 5 月 9 日臨時評議員会決議）

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。
（令和 7 年 6 月 20 日臨時評議員会決議）